

東大阪市営荒本住宅C棟建替事業 実施方針

東大阪市は「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号 最終改正：平成 27 年 9 月 18 日法律第 71 号）」第 5 条第 3 項の規定により、「東大阪市営荒本住宅C棟建替事業 実施方針」を公表する。

令和 4 年 4 月 8 日

東大阪市長 野田 義和